解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

富山県射水市荒町一七二番地

農事組合法人荒町営農

清算人　大谷　幸二

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

富山県射水市串田一四八七番地二

農事組合法人宮新田

清算人　明地　宗孝

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

静岡県浜松市中央区小豆餅二丁目一六番二五号

医療法人社団たつた

清算人　立田　朋子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月六日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県多気郡多気町平谷六七七番地二

清算法人平谷・前村土地改良区

代表清算人　坂浦　正生

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

岡山県倉敷市老松町四丁目二番八号

医療法人雄栄会

清算人　角田加代子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和八年四月二十二日

大分県臼杵市野津町大字野津市五一〇番地

医療法人野津第一内科医院

清算人　和田　輝美

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大分県由布市湯布院町塚原七三〇番地

宗教法人法光寺

清算人　伊南　篤信